

# 平成26年度 第44回 札幌社会人サッカーリーグ 開催要項

## (S・A・B・C・ライラック リーグ)

- 1. 主催** 札幌地区サッカー協会・札幌社会人サッカー連盟
- 2. 主管** 札幌社会人サッカー連盟
- 3. 開催期間** 平成26年4月27日(日)～11月9日(日)
- 4. 会場** 札幌市 米里サッカー場・前田森林公園サッカー場・厚別公園競技場・白旗山競技場・円山競技場・東雁来公園サッカー場・札幌サッカーアミューズメントパークサッカー場  
野幌総合運動公園 陸上競技場/天然芝サッカー場他
- 5. 参加資格**
  - (1) 日本サッカー協会に登録及び札幌社会人サッカー連盟に加盟登録を完了した第1種のチーム(但し、「準加盟」は含むが、大学連盟並びに専門学校連盟、高専連盟に加盟のチームは除く)及び選手であること。  
※日本サッカー協会に登録を完了したシニア登録の選手の参加を認める。
  - (2) 本大会の成績によって上位リーグの昇格資格を得た場合、昇格に応じられること。  
例:Aリーグ1部優勝 → 平成26年度Sリーグ)
  - (3) 当リーグは、帯同審判制を敷くため、本要項13.競技審判員の条件を必ず履行できること。
- 6. 選手エントリー**
  - (1) 前5項の参加資格を満たす選手のエントリーについて登録人数の制限はしない。
  - (2) 選手エントリーは、平成26年4月1日付をもって行い、リーグ戦及び入替戦終了まで有効とする。
  - (3) 外国籍選手のエントリーは4名までとし、出場は交代予定者を含め3名までとする(準加盟チームは除く)。
  - (4) 高校生のエントリーについては、保護者の承諾書を添えた者に限り3名を上限とし、高校サッカー部に所属する選手のエントリーは禁ずる。
  - (5) 選手エントリーの追加は日本サッカー協会及び札幌社会人サッカー連盟に所定の手続きを行い、これを受理された選手は協会選手証を取得した時点で本大会の出場を可とする。
  - (6) リーグ開催期間中のチーム間の移籍は認めるが(日本サッカー協会の手続きに準ずる)リーグ終了後、リーグカップ並びに入替戦に向けての移籍は認めない。
  - (7) 試合の際、選手証を提示できない選手は交代も含め出場できない。
  - (8) 出場選手の資格に疑義を生じた場合、しかるべき調査の上、不正については厳重に処分する。
- 7. リーグ編成**

昨年度より継続して参加するチームはその成績及び入替戦の成績に応じて**Sリーグ6チーム**、以下上位から10チームずつA1部～ライラックリーグに編成し、新規参加チームは原則としてライラックリーグに組み入れる。  
なお、上位リーグの編成事情・参加チーム数により、リーグ名称・リーグ編成を変更することがある。
- 8. 競技方法**
  - (1) Sリーグは6チームによる総当り2回戦のリーグ戦とする。
  - (2) A1部以下の各部は原則として10チームによる1回戦総当りのリーグ戦とする。
  - (3) 競技時間はSリーグ:90分、A・B・C各リーグ:70分、ライラックリーグ:60分とし  
同点の場合、延長・PK戦はせず引き分けとする。(編成上チーム数により試合時間・試合数の変更あり)
  - (4) 順位の決定は ①勝点(勝3点、分1点、負0点)②得失点差 ③総得点 ④当該チームの勝敗
  - (5) 選手の交代はGKを含め、選手証を有する7名までとする。
  - (6) 警告の累積2回(10試合以上のリーグは3回)で翌1試合の出場を停止し、再発の場合停止1試合を加える。
  - (7) 退場を宣告された選手は翌1試合の公式戦の出場を停止し、後の処分はフェアプレー規律委員会にて決定する。
  - (8) チームベンチが設置される試合においては、チームスタッフ及び交代選手までが着席できる。
- 9. 競技規則**

平成26年度(公財)日本サッカー協会 競技規則に拠る。
- 10. ユニフォーム**

平成26年度 (公財)日本サッカー協会ユニフォーム規程に準ずる。

## 11. 表彰(各リーグ)

- (1) 団体表彰:各部の優勝・準優勝・第3位のチームを表彰する。
- (2) 個人表彰:各部の得点王・アシスト王を表彰する。
- (3) フェアプレー賞:本大会期間中を通じて警告・退場・その他の懲戒処分を受けなかったチームのうち各部の成績上位1チームを表彰する。
- (4) その他、本大会期間中を通じて表彰に値するチーム・個人があった場合、これを表彰する。

## 12. 入替戦

平成27年度に継続して参加するチームに関して、次年度のリーグ編成に当たり次の入替戦を行う。

- (1)「札幌ブロックリーグ昇格戦」:本年度のSリーグ1位のチームは、札幌ブロックリーグの最下位チームと自動入替し札幌ブロックリーグに昇格する。Sリーグ2位のチームは札幌ブロックリーグ5位のチームと入れ替え戦を行う。  
勝った場合は次年度、札幌ブロックリーグ昇格。(道リーグの札幌所属チームの戦績により対象チームの変動有り)
- (2)「Sリーグ昇格戦」:Sリーグの6位チームは、A1リーグへ自動降格とし、A1部1位チームはSリーグへ自動昇格する。A1リーグ2位はSリーグ5位のチームと入替戦を行う。但し、Sリーグ申請チームが参加資格を得た場合(※1)及び札幌ブロックリーグからの降格がある場合はこの限りではない。
- (3)「札幌A1部昇格戦」:A2部2位・A3部～B1部の優勝チームの計5チームによるトーナメントにより、次年度の札幌A1部に昇格する1チームを決定する。
- (4)「札幌B1部昇格戦」:B2部2位・B3部～C1部の優勝チームの計5チームによるトーナメントにより、次年度のB1部に昇格する1チームを決定する。
- (5)「札幌C1部昇格戦」:C2部2位・C3部～ライラックリーグの優勝チームによるトーナメントにより、次年度C1部に昇格する1チームを決定する。
- (6)A・B・Cリーグの各部の優勝チームは次年度上位リーグ昇格が確定し、原則として各部下位2チームは自動降格
- (7)入替戦終了後の結果をもって当年度のチームランキングが確定し、次年度登録時に不参加チームが生じた場合は順次繰り上げる。
- (8)上記の結果にかかわらず、上位リーグの編成事情・参加チーム数により、リーグ編成を変更することがある。

## 13. 競技審判員

- (1) 競技審判員は、運営委員会の定めた審判割当を以て、審判資格を有する審判員がチームの責任に於いて行う。
- (2) 審判員は課せられた任務の重大性を認識し、服装は主審、副審、第4の審判員を問わず必ず審判服及び審判資格を示す胸章(ワッペン)を着用し、態度厳正にして積極的に責務を遂行しなければならない。
- (3) 主審は3級以上とする。ただし下記の条件を満たす場合は4級審判でも主審を行うことができる。
  - ① 当該年度に4級から3級への昇級試験申請している審判員で、かつ当該試合に審判インストラクターが立ち会える場合。
  - ② 新規チームならびに登録2年目のチームに所属する4級審判員に限り、教育的配慮から当該年度に4級から3級への昇級試験申請をしていなくても、当該試合に審判インストラクターが立ち会える場合。
  - ③ 連盟審判委員会が特別に認めた場合。
- (4) 競技終了後、主審は当該試合の記録報告書の確認を行い所定の位置に署名する。
- (5) 審判料は別途規程により支給する。

## 14. 運営当番

運営当番は、リーグ開催中、各チーム原則として年1回、各会場での試合運営と従来までのリーグ部長の職務を行う。運営当番チームは、別途制定される「大会運営の手引き」を参考として職務を遂行すること。

## 15. 罰則

- (1) 警告・退場の処置
  - ア 警告、退場の処置については、運営要項細則により処置する。
  - イ 悪質な反則を行っての退場については、以後の試合は審判報告書に基づき連盟フェアプレー規律委員会で裁定する。
- (2) 不戦チームの処置
  - ア 不戦試合を行った場合の処置は、連盟常任理事会にて決定する。チームはその処置に従うこと。
  - イ 不戦試合の場合は相手チームに勝点3及び得点5を与える。  
ただし、既に獲得された得失点差の方が大きい場合には、大きい方を有効とする。その際の得点者・アシスト者の記録は無効となる。
  - ウ 天変地異その他不可抗力により棄権する場合は、相手チーム・事務局・リーグ運営委員長に通知すること。  
その後の処置は連盟常任理事会で裁定する。
  - エ 不戦試合を行ったチームは、運営委員会の処置により1件につき懲戒金10,000円を徴収する。(通知後1ヶ月以内に札幌社会人連盟へ納付のこと)

### (3) 延期試合について

大会日程周知後の試合の延期については、札幌社会人サッカー連盟が関係する上位大会のみを考慮する。

延期日程は札幌社会人サッカー連盟が通知する。

その他の全道大会(道自治体連盟・道自衛隊連盟の大会)については、必要に応じて代替日を考慮する場合があるが、相手チームの都合によっては不戦敗とする。

なお、チーム都合による試合の延期は一切認めない。

### (3) 運営当番、審判、準備、後片付け等の割り当てを怠ったチームは、運営委員会の処置により1件につき

**懲戒金10,000円**を徴収する。(通知後1ヶ月以内に札幌社会人連盟へ納付のこと)

### (4) 本要項の参加資格に違反したチームは没収試合とし、対戦成績は全て不戦敗扱いとする。(スコアは0-5とする)

この場合、次年度以降のリーグ参加は連盟常任理事会で裁定する。

### (5) 大会運営上、著しく支障をきたすチームは、厳正に対処する。

## 16. 事故防止

(1) 試合場への移動、試合中、その他事故防止について各チームの責任に於いて全員に徹底すること。

(2) 各会場駐車場における車の破損・盗難等の事故に関しては公共の場であることにより自己責任とする。

(3) 各チームはリーグ開始前までにスポーツ傷害保険等の加入手続きを済ませること。

(4) 飲料水、医薬品等必要な物は自チームにて用意すること。

(5) 落雷・その他天変地異等で試合開催・継続が困難となった場合、原則として日時を改め再試合とする。

(6) 落雷・その他天変地異等による事故については、当連盟は責任を負わない。

## 17. その他

札幌社会人サッカー連盟所属チームのうち、札幌リーグ所属(S~M)のチームが、札幌社会人サッカー連盟関連大会において全道大会を勝ち抜き、道外における全国大会出場を果たした場合、チームからの要望などがあった場合に限り、常任理事会で承認された場合は、遠征費用等の一部を助成する場合がある。

## 18. 附則

本要項は、平成26年度の札幌社会人サッカーリーグを規程するものである。

社会人チームとしての節度を守り、より実りのある大会として終了できるよう期待する。

### ※1 Sリーグ申請について

上位を目指す意欲があり、戦力が伴っている下位チームの飛び級制度として、「Sリーグ申請」を行うことができる。

Sリーグ申請にあたっては、連盟が指定する期日までに「Sリーグ申請書」を提出すること。

Sリーグ申請チームは、下記の条件を全て満たした場合、Sリーグ昇格戦出場の権利を得ることができる。

第1条件: 所属するリーグで優勝すること。

第2条件: 知事杯・社会人選手権・クラブチーム選手権のいずれかの大会で地区代表となること

第3条件: リーグ終了後に当連盟が実施するヒアリングに出席し、チームの運営状況、活動状況、継続性等を確認し、連盟が適正と判断した場合

上記の3条件を満たした場合、Sリーグ昇格戦に参入が可能となり、Aリーグ2位チームと参入予備戦を実施したのち、Sリーグ5位のチームと入れ替え戦を行うことができる。

なお、上位リーグからの降格が生じた場合は対象順位チームが変更となる可能性がある。